

# NEWS LETTER (労働社会保険)

## 今月のトピック

### 年収の壁について

所得税や社会保険の扶養などにおいて、年収の壁という言葉があり、103万円、106万円、130万円、180万円といった形で複数存在しておりますので、社会保険分野における注意点について記載します。

### 106万円の壁

2022年10月から、会社の社会保険被保険者数が101人以上の場合、以下の要件を満たすと130万円未満であっても社会保険に加入しなければいけません。

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・所定内賃金が月額8.8万円以上（残業代・賞与等は除く）
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生でない

この要件のうち、月額8.8万円×12≒106万円となることから、一般的に106万円の壁と言われています。2024年10月から会社の社会保険被保険者数が51人以上の場合に適用されることとなるので、現在よりも多くの人に影響があるものとなります。

### 130万円（180万円）の壁

社会保険の扶養に入るための要件の1つに、認定対象者の年間収入が130万円未満であることがあります。

ここでいう130万円には、所得税の扶養に入ることが可能な年収103万円とは異なり、非課税となる通勤手当や失業保険なども含むこととなります。

また、被扶養者が60歳以上であったり、障害年金を受けとれる障害者の場合は、年間収入が130万円未満の部分が180万円未満（老齢年金や障害年金を含む）となります。

年間収入が130万円とは、厳密にはその時点の収入が1年間続いた場合に130万円未満となるかどうかで判断するため、年の途中で会社を退職した際にはその時点で扶養に入れることとなり、逆に年の途中で会社に就職した際には、就職した会社からの収入見込みによってはその時点で扶養から外れることとなります。

上記の見込み年収で判断することから、月収に換算すると130万円÷12=108,333円未満となり、毎月12万円程度の収入があり、年末に収入調整をして年130万円未満となる場合は扶養の要件を満たしておりません。

また、社会保険の扶養から外れた場合で、自身が社会保険の加入要件を満たさない場合は国民年金・国民健康保険となります。

## ポイント

### 年収の壁について

現在、人手不足で仕事はあるのに収入の壁により働く時間を調整している方への対応として、厚生労働省では「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されております。

事業主の証明により一時的に130万円の壁を超える場合でも扶養として認定される制度や、新たにパート・アルバイトが社会保険に加入する際に手当を支給した際の助成金制度です。